

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

### IASB による IAS 第 36 号の限定的修正の提案

#### 目次

- ・ はじめに
- ・ 提案内容
- ・ 発効日およびコメント期間

#### 要点

- ・ 本提案は、個別の資産または資金生成単位 (CGU) の回収可能価額の開示要求の適用を狭めると同時に、個別の資産または資金生成単位の回収可能価額が処分費用控除後の公正価値を基礎として測定された場合の開示要求を明確化している。
- ・ 本修正案を 2014 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に遡及的に適用することを提案している。
- ・ 本 ED のコメント期限は、2013 年 3 月 19 日である。

#### はじめに

2013 年 1 月、国際会計基準審議会 (IASB) は、公開草案 ED/2013/1「非金融資産に係る回収可能価額の開示」(IAS 第 36 号の修正案) (以下、「ED」という) を公表した。本 ED は、IAS 第 36 号「資産の減損」における非金融資産の減損についての開示要求の変更を提案している。

2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効する 2011 年 5 月公表の IFRS 第 13 号「公正価値測定」は、減損した資産の回収可能価額の測定に関する IAS 第 36 号の開示要求に対して、必然的修正を行った。IASB は、IAS 第 36 号に加えた修正の一部において、当該要求の適用対象が IASB の意図よりも広くなる結果を生じていることに気付いた。具体的には、IAS 第 36 号に対する必然的修正により、当期にその資金生成単位 (CGU) において減損損失が認識されたかどうかに関らず、のれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の重要な部分が配分された各資金生成単位の回収可能価額の開示の要求を導入した。しかし、IASB が意図していたのは、当該報告期間中に減損損失を認識したまたは戻入れた資産の回収可能価額のみを開示を要求することであった。

## 提案内容

本 ED は、すべての資金生成単位に対する本要求を削除し、その代わりに、企業が当該報告期間中に減損損失を認識したまたは戻入れた場合にのみ、算定された回収可能価額の開示を要求するように、IAS 第 36 号を修正することを提案している。本 ED は、処分費用控除後の公正価値を基礎として回収可能価額を測定した場合の、公正価値測定に関する追加的開示の導入も提案している。また、IAS 第 36 号について、以下の変更が行われることとなる。

- ・ 当期中に減損損失を認識したまたは戻入れた場合のみ、個別の資産または資金生成単位の回収可能価額の開示を要求する。
- ・ 減損損失を認識したまたは戻入れた場合に、処分費用控除後の公正価値を測定した方法の開示を要求する。本開示は、以下を含んでおり、個別の資産または資金生成単位の回収可能価額が使用価値を基礎として算定された場合に要求される開示とミラーである。
  - － 評価技法および当該評価技法の変更
  - － 当該資産または資金生成単位の構成価値測定が算定された IFRS 第 13 号の「公正価値ヒエラルキー」のレベル
  - － IFRS 第 13 号の「公正価値ヒエラルキー」のレベル 2 およびレベル 3 に区分されている公正価値測定について、当該測定に使用した主要な仮定（現在価値技法を使用した場合、使用した割引率の開示を含む明確な要求が含まれる）

### 見解

本提案は、回収可能価額が「処分費用控除後の公正価値」と「使用価値」のいずれを基礎として算定されたのかに関係なく、回収可能価額についての同等のレベルの開示を提供することを意図している。また、本提案は、公正価値測定に関する開示要求について、IFRS と米国会計基準の間の調整もしている。

## 発効日およびコメント期間

本 ED は、最終化された場合、2014 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に遡及的に適用することを提案している。企業が IFRS 第 13 号も適用する場合、早期適用を認めることを提案している。

本 ED のコメント期限は、2013 年 3 月 19 日である。

### 見解

本 ED のコメント期間は 60 日間と、最近の多くの公開草案より短期間である。IFRS 第 13 号が 2013 年 1 月 1 日から発効するため、IASB が本論点を緊急課題と考えているからである。IASB は、必要なデュー・プロセス手続を経て、2013 年の第 2 四半期中に最終修正を公表する予定である。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**